

『変容するミャンマー』

一般財団法人ASEAN東アジアビジネス支援機構

専務理事 星野達哉

1

ミャンマーは、長く続いた「軍部独裁・政治優先体制」から、2008年新憲法承認・2010年総選挙実施と、一滴の血も流さず「大統領制共和制・市場主義経済体制」へ大きく転換した。

これは2000年代初めに、軍最高権力者タン・シェン将軍が策定した民主化へのRoad Mapにほぼ沿うものである。当時誰もRoad Mapが実行されるとは思っていなかった。タン・シェン元将軍自身は院政を敷かず完全引退した。尚、今回大統領に選任されたテインセインは、軍の序列は4番目であった。

テインセイン大統領は、政治犯の釈放、スーチャー女史との対話を実行し、又武装少数民族との対話にも努力し、評判は良い。

新憲法では、上院・下院の国会議員75%を民間人から直接選挙で選出し、25%は軍人に割り振る。副大統領は上院、下院、軍から各1名選出され、この3名から選挙で大統領を選出する。25%を軍人に割り振るので民主化は不完全との見解もあるが、寧ろ軍人を25%に抑え込んだと言うべきである。多数の武装少数民族がおり、社会生活様式価値観が多様で、国家統一が容易でなく、且、少数派が多数派に従う多数決原理が浸透していない社会では、欧米式民主主義は国民の平和・幸福に直結せず、現実的でない。イラク、エジプト、リビア、アフガニスタンなどの例を見れば自明である。

2

2011年以降、各国首脳のみャンマー訪問が続き、経済制裁の段階的解除や、日本のODA・輸出保険付保の再開などが進み、これを機に各国から多くの経済団体やビジネスマンのミャンマー訪問が続き、中心都市ヤンゴンでは国際スタンダードホテルの予約がなかなか取れない状況にある。

ミャンマーの主要産業は農業と天然ガスの輸出（主にタイ向け）と縫製委託加工輸出である。外資にとっての魅力は、ASEANで一番安い労働力、60百万人の市場及び今後の大きな発展の可能性にある。

3

政府は外資誘致を積極的に進めるため、新外資法2012年11月とその施工細則2013年1月に制定したが、行政裁量（MICミャンマー投資委員会の認可）による項目が多い。例えば合弁では出資比率は自由だが、独資の場合外資100%はMICの認可事項、又最低資本金は案件毎にMICが判断する等々。縫製業・ビル開発・病院は合弁のみで可能。土地の使用権はmax70年、法人税免除期間は5年、2年以内で25%以上のミャンマー人雇用義務がある。但し、これら条件は他のASEAN諸国に比べて特に見劣りするものではない。

4

ミャンマーの変革の中で一番大きいのは、民間人特に若者が、自分の将来に夢と希望とやる気を持ってきたことである。

以上

事業承継に伴う 「自社株式の承継」の態様と特徴

「事業承継」における重要なテーマのひとつとして、「自社株式の承継」があります。「自社株式の承継」は、財産の移転を伴うため、課税の問題が密接に関連しています。そこで、今回は事業承継を進める上で理解しておかなければならない、「自社株式の承継」の態様とその特徴を紹介いたします。

【「自社株式の承継」の態様】

大きく分類すれば、①譲渡、②贈与、③相続の3つに区分されます。

- ①譲渡は、後継者に自社株式を譲渡するもので、
 - (i)会社の状況や、株価などを勘案しながら、自由に移転時期を選ぶことが出来ます。
 - (ii)譲渡した者には、譲渡益（譲渡代金から取得費等を控除した額）に対する所得税がかかります。
 - (iii)当然のことながら、後継者は、株の取得資金を手当てしなければなりません。
- ②贈与は、後継者に自社株式を贈与するもので、
 - (i)譲渡と同様、移転時期を選ぶことが出来ます。
 - (ii)贈与を受けた者には、贈与時の株式時価に対する贈与税がかかります。
 - (iii)基礎控除（年110万円）の範囲内においては、無税で移転が可能です。
（いわゆる暦年課税）
 - (iv)自社の株式時価の上昇が将来見込まれる場合において、相続時精算課税(注1)を採用し節税を図ることも検討に値します。
- ③相続は、後継者に自社株式が相続されるもので、
 - (i)後継者への移転時期を選ぶことができません。
 - (ii)相続した者には、相続時の株式時価に対する相続税がかかります。

【事業承継税制の適用】

贈与・相続については、いわゆる事業承継税制を適用できる可能性があります。これは、経済産業大臣の認定を受けた中小企業等の株式について一定の要件(注2)を満たしたとき、贈与税が100%、相続税は80%の納税が猶予され、さらに、次世代で事業承継税制の適用を受ける等の場合は、その納税が免除される制度です。ただし、要件に該当しなくなった場合は、猶予された税金の納税が発生することから、実施にあたっては十分な事前検討が必要といえます。

「自社株式の承継」の仕方によって、課税関係は変わります。また、課税関係以外にも要件が複雑となっているが節税効果の高い事業承継税制や、自社株式の評価額を引下げするための方法など、検討すべき事項はたくさんあるため、一度専門家に意見を聞いておくことをおすすめします。

(注1) 現経営者の推定相続人である直系卑属である他、贈与者や受贈者の年齢等一定の要件があります

(注2) ①雇用の8割以上を維持②資産管理会社等でないこと 等が求められています。

(みらいコンサルティンググループ)